



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

消費税増税延期の影響は？（税金面）

周知の通り、平成 28 年 6 月 1 日、消費税率 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月に延期することとされました。これによる影響を見てみましょう。

- ・軽減税率（食品等には 8%を、それ以外には 10%を課税する制度）
 …消費税率引き上げと同時に導入されることとなっていた軽減税率。延長に伴って導入延期のようです。ちなみに、消費税率 8%といっても、現行の消費税率 8%（国税 6.3%&地方消費税 1.7%）と軽減税率である 8%（国税 6.24%&地方消費税 1.76%）は、なぜかその内訳が異なります。
- ・インボイス方式（納める消費税計算の際、支払先が発行する書類がないと控除が認められない制度）
 …インボイス方式の導入時期（平成 33 年 4 月）の延期に関することは明らかにされていません。本来、この制度の導入時期は「時間がかかること」が考慮され、軽減税率導入自体は「増税したら負担が増えること」が考慮されているので、延期しないのではないのでしょうか。
- ・住宅ローン控除（住宅借入金の年末残高の 1%を所得税や住民税から控除する制度）の限度額
 …こちらは影響なさそうです。延期表明前の法律で既に「5%」と「8%または 10%」という 2 つの場合に分けて控除限度額が設定されていたためです。ただ、8%でも 10%でも控除限度額が変わらないとなると、8%のうちに購入した方がお得となりそうですね。
- ・住宅取得資金贈与の非課税（両親や祖父母から住宅取得目的の贈与を受けた場合に贈与税がかからない制度）
 …こちらにも影響は特にありません。住宅ローン控除と似たような理由からです。

ほかにも、自動車税廃止延期や地方法人税と法人住民税法人税割などにも影響を及ぼしそうです。ここでは税金面ばかり見てみましたが、そもそも消費税増税の目的である社会保障や景気への影響こそ、注視しないとイケないかもしれません。

ベーシックインカム制度は吉か凶か

最近様々な国でベーシックインカム制度が検討されているというニュースを耳にします。この制度は、政府がすべての国民に対して最低限の生活を送るのに必要とされている額の現金を無条件で定期的に支給するという構想によるものです。生活保護、失業保険、子育て支援などの個別の保障ではなく、年齢や性別を問わず、（すなわち子供にもです！）また就労や資産の有無にかかわらず、全ての人に最低限度の収入 = ベーシックインカムを保障するという点が従来の社会保障とは異なる点です。一見素晴らしい制度のように思えますが、その代わりに年金や生活保護などの個別保障をなくしていきましょう、という考えも裏に潜んでいます。

この制度が導入されたらどのようなメリットがあるのでしょうか。まず、最低限の生活を送ることができる資金が配分されるため、食べることに困るということがなくなります。最低限の生活が保障されていれば、生活のために意に沿わぬ仕事を続ける必要も無く、低賃金だけど好きな仕事、趣味を生かした仕事をすることもできるでしょう。または労働時間を減らして趣味や勉強に費やす時間を増やすこともできそうです。そして、年金や生活保護などの社会保障をベーシックインカムに一元化することにより行政の無駄を削減することができます。

一方で、今までベーシックインカムと同程度の稼ぎがあった人が労働意欲を失い、労働人口が減少し、経済競争力がなくなる懸念があります。そしてどのように財源を確保するかという究極的な課題があります。大幅な歳出カットや増税はまぬがれられないでしょう。

導入が検討されていたスイスですが、先日国民投票により否決されました。（賛成はわずか 2 割）享受できるメリットより懸念が大きかったということでしょうか。フィンランドやオランダは実験的に一部で導入を検討しているようです。果たして日本では？まずは他国の動向を見守りたいところです。